

クボタ浄化槽

維持管理要領書

K - S G - R型

株式会社クボタ

汚水処理施設維持管理に関する基準

1. はじめに

本施設の処理方式及び処理装置の規模、能力は下記の如くなっております。

処理方式

流量調整方式 + 接触ばつ気方式

処理対象人員	人槽
処理能力	m ³ / 日
流入水質 B O D	m g / L (日 平均以下)
放流水質 B O D	m g / L (日 平均以下)

建築用途区分

排水時間	時間
------	----

本施設の保守点検及び清掃は、浄化槽法及び厚生省関係浄化槽法施行規則並びに保守点検の技術基準・清掃に関する技術基準に基づいて行なって下さい。
次頁より各単位装置の昨日及び点検方法について記しますからこの点検方法に基づき、また厚生省環境衛生局監修の浄化槽維持管理マニュアルを参照して点検して下さい。

点検作業完了後には、マンホールは回転ロック式になっているので、蓋を溝に入れてから時計方向へ回転し完全にロックして下さい。踏板はボルト締になっているので、各踏板共ボルトを完全に締付けて安全には十分に注意して下さい。

！ マンホール・点検口からの転落・障害事故防止

マンホール・点検口（踏板）などの蓋は、必ず閉めロックして下さい。
マンホール・点検口などの蓋にひび割れ・破損などの異常を発見したら直ちに取り替えて下さい。
マンホール・点検口などの蓋は、子供に触らせないで下さい。

これらの注意を怠ると転落・障害の生ずるおそれがあります。

汚水処理施設の使用上の注意事項

本汚水処理施設は財団法人日本建築センターの性能評定を得ており建設大臣の型式認定を受けております。また槽本体は厳しい品質管理に基づいて厳しい検査を経て出荷する商品であります。しかし、いかに優れた製品でありましても、その使用方法、管理方法を誤りますと、各単位装置の故障や本来の目的である汚水浄化の機能低下をまねくこととなりますので、以下の点に配慮をお願いします。

(1) 浄化槽を使用するときは、浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法で定められていますので、ご協力下さい。

1. し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
2. 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、混入させないこと。
3. し尿のみを処理する浄化槽にあっては、雑排水を混入させないこと。
4. し尿と併せて雑排水（工場廃水、用水その他の特殊な排水を除く）を処理する浄化槽にあっては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を混入させないこと。
5. 電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。
6. 浄化槽の上部または周辺には、保守点検または清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
7. 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
8. 通気装置の開口部をふさがないこと。
9. 浄化槽に故障または異常を認めたときは、直ちに浄化槽管理者にその旨を通報すること。

(2) 保守点検業者と管理契約を結んで下さい。（有料）

本施設は機械、電気、生物化学等広範囲の専門的知識を必要とします。また、保守点検や清掃については、技術上の基準があります。これらの諸法令を守って維持管理をして下さい。関連法規にも精通した都道府県知事に登録された業者と点検契約を結び正常な運転につとめて下さい。（有料）

清掃については、市町村長の許可を受けた清掃業者に依頼して下さい。（有料）

尚、通常の保守点検を確実に実施してもらうことは無論のことですが、不測の事態に対しても機敏な処置がとれるような管理体制の確立が必要です。

浄化槽の保守点検は、浄化槽法により義務づけられております。また、最初の保守点検は、厚生省関係浄化槽施工規則により浄化槽の使用直前に行なうものとする とされております。

(3) 法定検査を受けて下さい。（有料）

1. 使用開始後6ヶ月から2ヶ月の間に浄化槽法第7条に定める検査を受けて下さい。
2. 毎年1回浄化槽法第11条に定める水質検査を受けて下さい。

(4) その他

ブロワから異常音が発生したり、警報ブザーが鳴ったり、悪臭でお困りの場合は、直ちに保守点検業者へ連絡して下さい。

1. 使用者への説明

- (1) 浄化槽のしくみを分かり易く説明する。
- (2) 設置届の有無の確認、無届の場合は、届出の手続きをただちに行なう様説明する。
- (3) 維持管理契約の有無、その必要性をよく説明し、管理契約を行なう。
- (4) 使用前の確認事項
 - 電源が入っているか。
 - 槽が満水になっているか。
 - 薬剤が入っているか。
- (5) 使用上の注意
 - 電源を切らないこと。
 - 異物を投入しないこと。
 - 紙は水溶性のものを使用すること。
 - 便器洗浄に薬剤を使用しないこと。
 - 使用後に水を流すこと。
 - 槽の上、周囲に物を置かないこと。
 - マンホールの蓋が外れないようにすること。
- (6) 維持管理頻度
 - 保守点検回数 流量調整槽式 : 2週間に1回
 - 清掃回数 状況に応じて行なうこと。

2. 保守点検の内容

単位装置	項目	管理の目安・作業	備考
流入管路	会所ます、流入管径	異物の付帯のないこと	異物の除去
	移流管の滞留閉塞の有無		
流量調整槽	攪拌状況	攪拌が正常であること	
	揚水量	規定量の流量であるか	三角ノッチの調整
	スクリーン状況	正常であること	残渣の処分
	アワーメーター		適切な作動時間となる様三角ノッチの調整を行う。

単位装置	項目	管理の目安・作業	備考
接触ばっ気槽	色相	茶かっ色または灰かっ色	黒くなり腐敗臭のあるときは、散気装置の点検、汚泥調整
	臭気	し尿臭のないこと	実使用人員の調査、流入水量、水質の調査
	DO	1.0 mg/L 以上	
	攪拌状況	攪拌旋回流が正常であること	散気管の目詰まりの点検
	散気管	固定されていること	-
	異物	混入していないこと	除去
	逆洗作業 汚泥移送作業	<p>流入水の有る場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 逆洗バルブ開 2) 散気バルブ閉 <p>5～20分間行なう</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 散気バルブ開 4) 逆洗バルブ閉 <p>5) 旋回流が正常であることを確認する この状態で逆洗汚泥は処理水とともに沈殿槽へ移送されます。</p> <p>6) 移送された汚泥は沈殿槽内に沈降しますので、沈殿槽のエアリフトポンプにより定期的に(24時間タイマーのセットにより5分/回、2回/日程度)汚泥濃縮槽へ移送されます。</p> <p>タイマー、移送量のセット後はかならず移送先での汚泥のまき上げ等がないか確認して下さい。この型式の浄化槽の場合、この作業を主とします。</p> <p>予備的な作業として</p> <p>流入がない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 逆洗バルブ開 2) 散気バルブ閉 <p>5～20分間行なう</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) エアーを止めて静置(エア-逃し等へ逃がす) 20～40分 4) 接触ばっ気槽内のエアリフトポンプで汚泥濃縮貯溜槽へ移送する。この時、移送先で汚泥を攪拌させない様に徐々に行なう。 5) 散気バルブ開 6) 逆洗バルブ閉 	

単位装置	項目	管理の目安・作業	備考
接触ばっ気槽		7)散気開始 8)旋回流が正常になっていることを確認する。 、の作業によってスムーズに汚泥の移送が行なえない場合には、自吸式のエンジンポンプを用いて沈殿汚泥の移送を行ないますが、この時も移送先での汚泥のまき上げ等がないか重文注意して作業を行なって下さい。	
沈殿槽	スカム発生状況	スカムの返送が正常であること	返送または清掃
	越流せき部	スカム等の付着のないこと	除去または沈殿分離槽へ返送
	水位異常の有無	越流せきを基準	異常箇所の処置
	汚泥の移送情況	汚泥移送が正常であること	移送作業は接触ばっ気槽の汚泥移送作業に従う
消泡槽	消泡材	一定量は行っているか	補充
消毒槽	薬筒	正しく保持されていること	正常位置にセット
	消毒材	規定量入っているか 処理水と接触しているか	補充 正常位置にセット
	異物	異物のないこと	除去
放流槽	放流ポンプ	正常に作動し揚水していること	アンメーターにて確認
水質	放流水の試験	BOD 20mg/L 以下	定期的に分析する
		PH 5.6 ~ 8.6	点検ごと
		色・臭気の確認及び透視度の測定	点検ごと
		残留塩素 0.2 mg/L 以上	点検ごと
送風機	オイルの有無	オイルゲージの指示範囲内であること	補充
	オイル漏れ	オイル漏れのないこと	修理
	エアフィルター	ホコリ等のないこと	フィルターカバーを外し エレメントを清掃
	エアー漏れ	漏れのないこと	異常箇所の修理

3. 清掃内容

項目	作業内容	注意事項
一般事項	ばっ気ブローを停止する	
	マンホールを取り外す	
	散気管、薬筒を引き上げる	
汚泥濃縮貯溜槽	汚泥を全量引き出す	
	内壁を洗浄する	洗浄使用水は、作業後の張り水に使用
散気管	ブラシで洗い、目詰まりのないようにした後取り付ける	
沈殿槽	スカムがあればスカムスキマーを作動させ除去する	
水張り	作業後は満水にする	
通電	送風機、ポンプを始動	